

プロ経営者通信

<https://www.ideasoken.jp>



IDEA RESEARCH INSTITUTE
LICENSED TAX ACCOUNTANT'S CORPORATION

〒870-0005

大分市王子北町5-8 フレスポ春日浦F棟 202

TEL : 097 - 529 - 5757 FAX : 097 - 529 - 6565

URL : <https://www.ideasoken.jp>

2024.7.31 第 255 号

発行所 イデア総研税理士法人

「法人が購入した政治資金のパーティー券は、経費となるのか？」

個人には特別な控除制度がある

個人が政党や政治資金団体などに対して寄附したときには、政党等寄附金特別控除制度として所得控除又は税額控除が認められています。所得控除とは、所得税において経費として認められるということです。税額控除では、「(資本金+資本準備金) × 当期の月数 ÷ 12 × 0.25% + 所得金額 × 2.5% ÷ 4」までが、損金算入限度額となります。かなり所得金額が大きないと(=かなり儲かっている会社でなければ)、寄附金が損金として認められる限度額は小さくなります。

一方、法人が政治資金パーティーのパーティー券を購入した場合には、政治家等と懇親を深める目的で参加していれば、接待飲食費として交際費となります。接待飲食費の交際費であれば、資本金が1億円以下の法人は800万円または50%まで、資本金が1億円超の法人でも50%まで損金算入が認められています。

- ① 政党
- ② 政治資金団体
- ③ 資金管理団体
- ④ 公職に既についている人の後援会
- ⑤ これから公職に就こうとする候補者の後援会

一方、個人が政治資金パーティーのパーティー券を購入した場合には、あくまでパーティーの対価として支払っていますので、そもそも上記の寄附金には該当しません。**そのため、個人でパーティー券を購入した費用には政党等寄附金特別控除制度の適用はありません。**

法人では経費と認められる限度がある

では、法人から政党や政治資金団体などに対して寄附したら、経費として認められるのでしょうか？措置法通達61の4(1)-2には下記の記載があります。

事業に直接関係のない者に対して金銭、物品等の贈与をした場合において、それが寄附金であるか交際費等であるかは個々の実態により判定すべきであるが、金銭でした贈与は原則として寄附金とするものとし、次のようなものは交際費等に含まれないものとする。

- (1) 社会事業団体、政治団体に対する拠金
- (2) 神社の祭礼等の寄贈金

ということで、寄附金に該当するのですが、「{(資本金+資本準備金) × 当期の月数 ÷ 12 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%} ÷ 4」までが、損金算入限度額となります。かなり所得金額が大きないと(=かなり儲かっている会社でなければ)、寄附金が損金として認められる限度額は小さくなります。

一方、法人が政治資金パーティーのパーティー券を購入した場合には、政治家等と懇親を深める目的で参加していれば、接待飲食費として交際費となります。接待飲食費の交際費であれば、資本金が1億円以下の法人は800万円または50%まで、資本金が1億円超の法人でも50%まで損金算入が認められています。

交際費として認めてもらうために

それでも、法人が購入したパーティー券が自動的に交際費になるわけではありません。実際にパーティーに出席する人は数名なのに大量のパーティー券を購入していれば、出席していない人数分は寄附金となります。例えば、1枚2万円のパーティー券を20枚購入して、自社の役員と従業員で合計5人が参加したとします。このとき、交際費に該当するのは10万円、残りの30万円は寄附金となるのです。

ただし、税務調査のときに出席した人数などを証明しなければ、全額が寄附金と認定される可能性もあります。そこで、**交際費として認めてもらうために、パーティーの日付や場所、参加した目的、実際に参加した人数を記載しておく必要があります。**一般的に案内状に日付と場所が記載されているため、その余白部分に「○○君を応援する目的」、「飲食費10万円(2万円×5人出席)」などと記載して、パーティー券の領収書と一緒に保存しておきましょう。

2024年7月～お仕事備忘録～

熱中症になりやすい季節です。政府等から出ている情報や資料なども参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

納付書の事前送付の取りやめ

税務署からの「納付書の送付」の対象が縮小されています。まずは今年5月から、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前送付が取りやめとなりました。送付されない場合は、税務署等で納付書を入手する、キャッシュレス納付等、別の納付方法にて納める等の対応が必要となります。

夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆福利厚生の管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！

たった5年で売上が7倍<7億円>に！

幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！

◎何でも質問OKです！

日程 2024年08月19日(月)

時間 10時～17時 (受付9時45分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円(税抜)【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山
申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*7月1日(月)

7月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp